

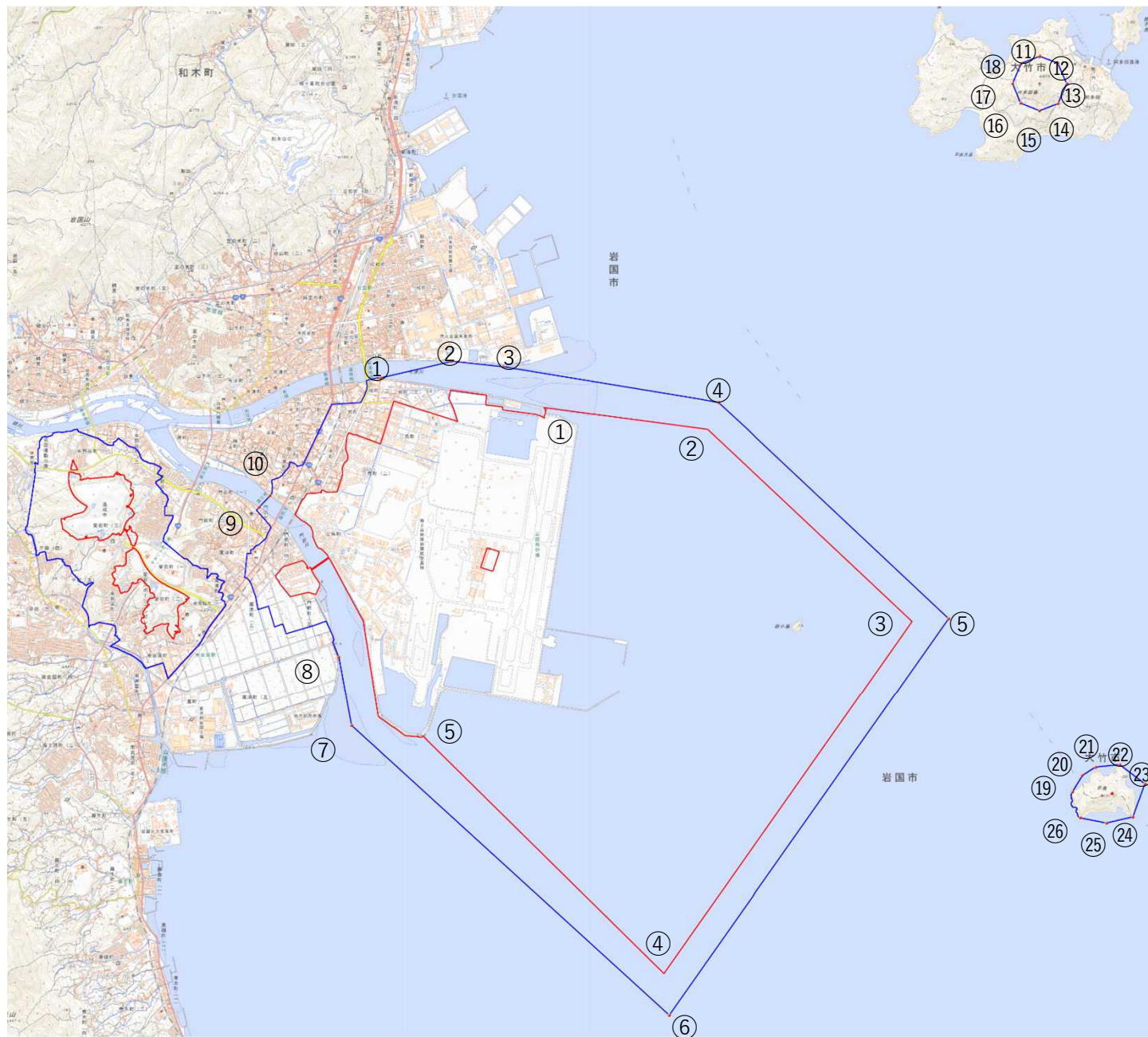
岩国飛行場

対象防衛関係施設の所在地	山口県岩国市	三角町一丁目ほか
対象防衛関係施設の区域	山口県岩国市	三角町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）から三丁目（次の図面に示す部分に限る。）まで、車町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、旭町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、門前町五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、愛宕町二丁目及び三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、尾津町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、牛野谷町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに由宇町（次の図面に示す部分に限る。）
	広島県大竹市	阿多田及び小方町小方（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域	一 北緯三十四度九分三十六秒、東経百三十二度十四分五十八秒の点 二 北緯三十四度九分二十七秒、東経百三十二度十六分五秒の点 三 北緯三十四度八分十八秒、東経百三十二度十七分三十四秒の点 四 北緯三十四度六分十一秒、東経百三十二度十五分四十六秒の点 五 北緯三十四度七分三十五秒、東経百三十二度十四分三秒の点
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	山口県岩国市	三角町一丁目から三丁目まで、旭町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、車町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、中津町二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、門前町二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、四丁目並びに五丁目（次の図面に示す部分に限る。）、川下町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）、尾津町一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、牛野谷町一丁目

		から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、愛宕町一丁目から三丁目まで、南岩国町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、平田一丁目、四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに川西四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	一に掲げる点から八に掲げる点までを順次に結んだ線、八に掲げる点と九に掲げる点とを結ぶ河岸線、九に掲げる点と十に掲げる点とを結んだ線並びに一に掲げる点と十に掲げる点とを結ぶ海岸線及び河岸線により囲まれた水域	一 北緯三十四度九分四十六秒、東経百三十二度十三分四十三秒の点 二 北緯三十四度九分五十二秒、東経百三十二度十四分十三秒の点 三 北緯三十四度九分五十秒、東経百三十二度十四分三十六秒の点 四 北緯三十四度九分三十七秒、東経百三十二度十六分十秒の点 五 北緯三十四度八分二十秒、東経百三十二度十七分五十秒の点 六 北緯三十四度五分五十七秒、東経百三十二度十五分四十八秒の点 七 北緯三十四度七分四十一秒、東経百三十二度十三分三十秒の点 八 北緯三十四度八分六秒、東経百三十二度十三分二十四秒の点 九 北緯三十四度八分六十秒、東経百三十二度十二分五十秒の点 十 北緯三十四度九分四秒、東経百三十二度十二分五十五秒の点
	十一に掲げる点から十八に掲げる点までを順次に結んだ線及び十一に掲げる点と十八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた陸域	十一 北緯三十四度十一分四十二秒、東経百三十二度十八分二十九秒の点 十二 北緯三十四度十一分四十秒、東経百三十二度十八分三十七秒の点 十三 北緯三十四度十一分三十二秒、東経百三十二度十八分四十一秒の点 十四 北緯三十四度十一分二十五秒、東経百三十二度十八分三十七秒の点 十五 北緯三十四度十一分二十三秒、東経百三十二度十八分二十九秒の点

		十六 北緯三十四度十一分二十五秒、東経百三十二度十八分二十一秒の点 十七 北緯三十四度十一分三十二秒、東経百三十二度十八分十八秒の点 十八 北緯三十四度十一分四十秒、東経百三十二度十八分二十一秒の点
	十九に掲げる点から二十六に掲げる点までを順次に結んだ線及び十九に掲げる点と二十六に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた区域	十九 北緯三十四度七分十七秒、東経百三十二度十八分四十四秒の点 二十 北緯三十四度七分二十三秒、東経百三十二度十八分四十八秒の点 二十一 北緯三十四度七分二十六秒、東経百三十二度十八分五十四秒の点 二十二 北緯三十四度七分二十七秒、東経百三十二度十九分四秒の点 二十三 北緯三十四度七分二十秒、東経百三十二度十九分十五秒の点 二十四 北緯三十四度七分八秒、東経百三十二度十九分十秒の点 二十五 北緯三十四度七分六秒、東経百三十二度十八分五十九秒の点 二十六 北緯三十四度七分八秒、東経百三十二度十八分四十七秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。		

岩国飛行場周辺地域



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用

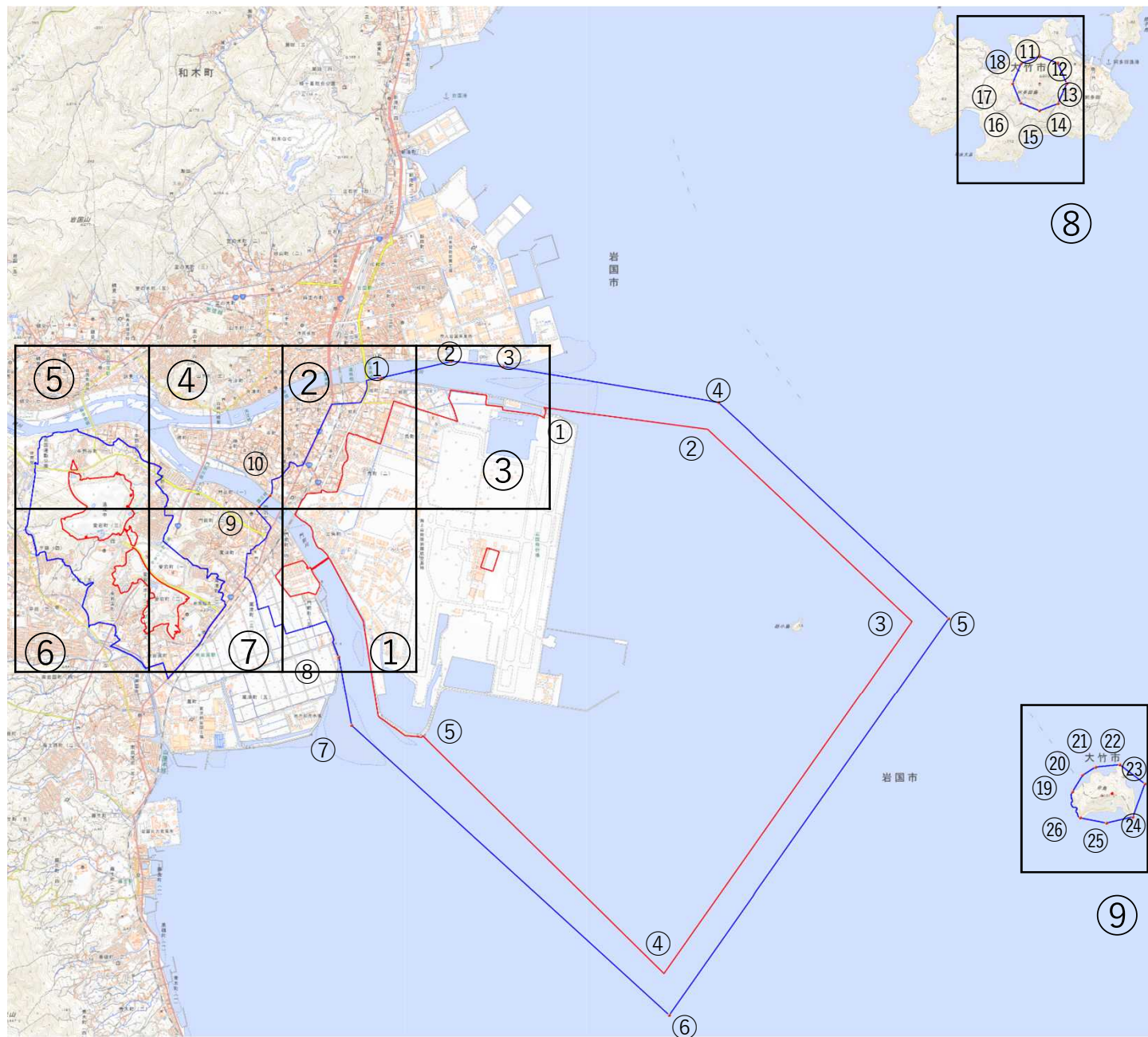
対象施設の区域



対象施設周辺地域



岩国飛行場周辺地域



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用

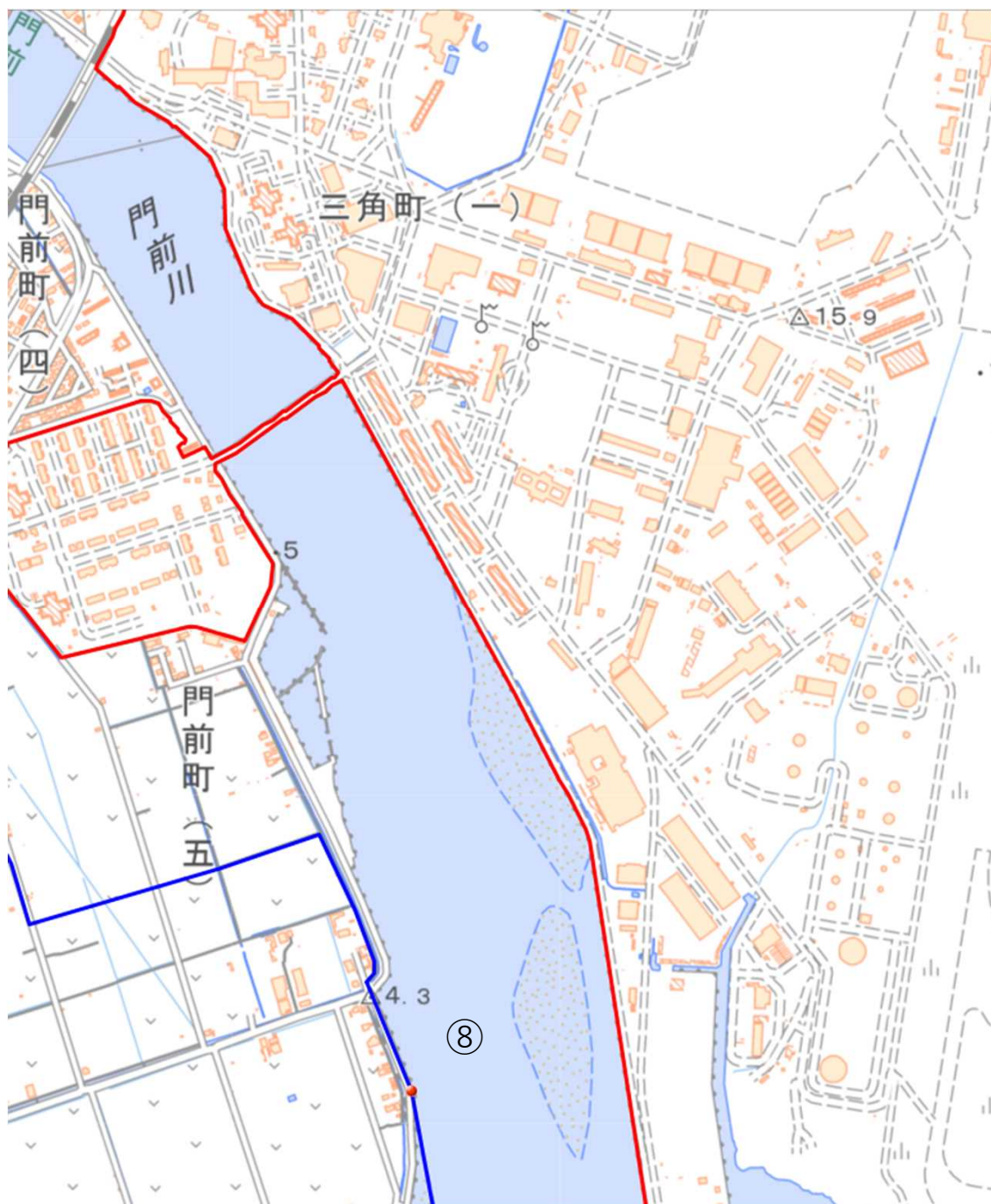
対象施設の区域



対象施設周辺地域



岩国飛行場周辺地域 図①



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用

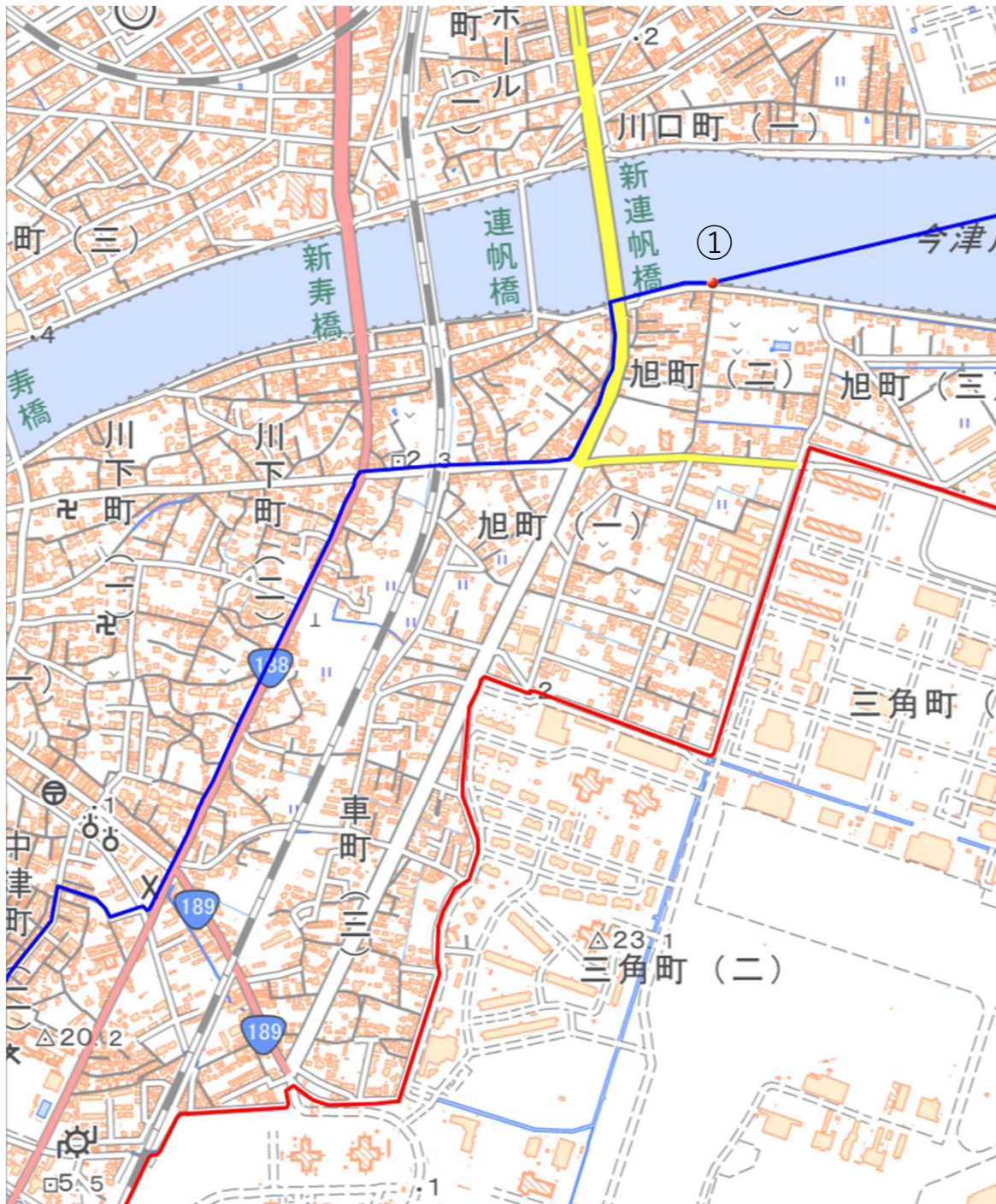
対象施設の区域



対象施設周辺地域



岩国飛行場周辺地域 図②



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用

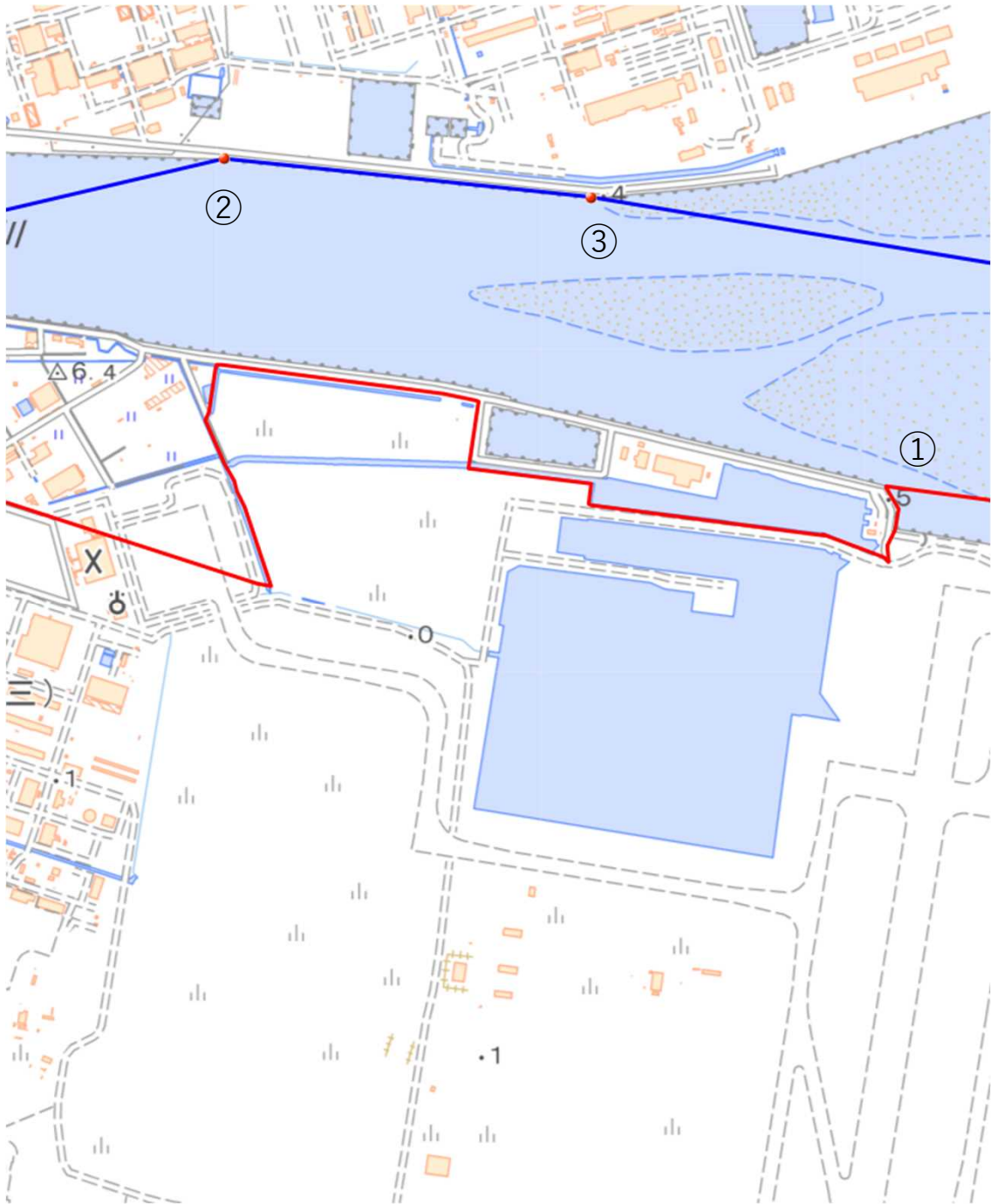
対象施設の区域



対象施設周辺地域



岩国飛行場周辺地域 図③



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



岩国飛行場周辺地域 図④



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



岩国飛行場周辺地域 図⑤



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



岩国飛行場周辺地域 図⑥



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用

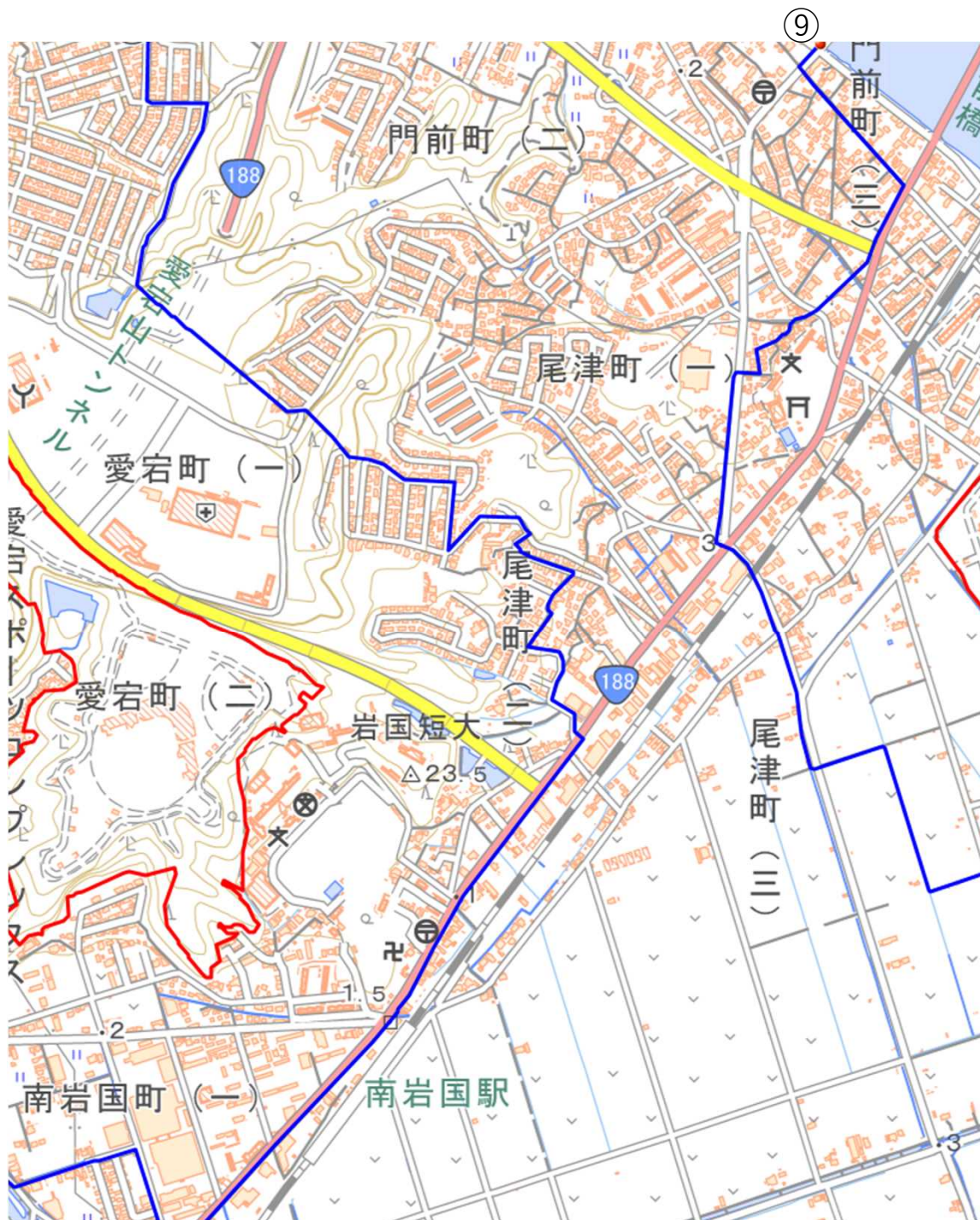
対象施設の区域



対象施設周辺地域



岩国飛行場周辺地域 図⑦



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



岩国飛行場周辺地域 図⑧



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



岩国飛行場周辺地域 図⑨



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



留意事項

「海上自衛隊岩国航空基地」は、対象防衛関係施設に指定された「在日米軍岩国飛行場」内に所在しているため、小型無人機等の飛行を行う場合の手続に当たっては、併せて「在日米軍岩国飛行場」の対象防衛関係施設の区域等を確認して下さい。

下の図面に示す自衛隊施設及び在日米軍施設・区域に係る対象施設周辺地域の重複部分については、自衛隊・在日米軍両方について同意の申請等の手続が必要となります。細部については、対象施設の管理者にお問い合わせください。

